

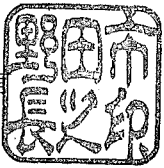
認可地縁団体が所有する不動産の登記移転等に係る異議の申出について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項の認可を行った地縁による団体（蕃昌区自治会）から、同法第260条の46第1項の規定により、認可地縁団体が所有する不動産の登記移転等に係る公告を求める旨の申請がありましたので、同条第2項の規定に基づき、次のとおり公告します。

なお、このことについて異議のある登記関係者等は、野田市長に対し異議を申し出ることができます。

令和7年3月11日

野田市長 鈴木 有



1 申請を行った認可地縁団体の名称、区域及び主たる事務所の所在地

(1) 名称

蕃昌区自治会

(2) 区域

蕃昌区地番を有する区域及びその区域に直結する隣接地と、泉3丁目の地番を有する区域

(3) 主たる事務所の所在地

野田市蕃昌220番地の8

2 申請不動産に関する事項

(1) 土地

NO	地目	面積	所在地
①	雑種地	152㎡	野田市蕃昌新田字溜台5番地
②	宅地	591.73㎡	野田市蕃昌新田字宮前49番地
③	墓地	357㎡	野田市蕃昌新田字宮前50番地
④	墓地	1596㎡	野田市七光台232番地

(2) 表題部所有者又は所有権の登記名義人の氏名又は名称及び住所

土地①

NO	氏名	持分	住所
1	染谷治平	23分の1	住所の記載なし
2	大沢専之進	23分の1	住所の記載なし
3	大沢忠兵エ	23分の1	住所の記載なし
4	江村源左エ門	23分の1	住所の記載なし

5	石川牛五郎	2 3 分の 1	住所の記載なし
6	石川セン	2 3 分の 1	住所の記載なし
7	大上米藏	2 3 分の 1	住所の記載なし
8	小川民藏	2 3 分の 1	住所の記載なし
9	染谷賢二郎	2 3 分の 1	住所の記載なし
10	榊新五兵エ	2 3 分の 1	住所の記載なし
11	永妻定次	2 3 分の 1	住所の記載なし
12	大沢半左エ門	2 3 分の 1	住所の記載なし
13	小島源内	2 3 分の 1	住所の記載なし
14	飯塚重藏	2 3 分の 1	住所の記載なし
15	榊昇	2 3 分の 1	住所の記載なし
16	渡辺甚左エ門	2 3 分の 1	住所の記載なし
17	山村甚吉	2 3 分の 1	住所の記載なし
18	山崎善太郎	2 3 分の 1	住所の記載なし
19	小島重兵エ	2 3 分の 1	住所の記載なし
20	大上平六	2 3 分の 1	住所の記載なし
21	内海仙藏	2 3 分の 1	住所の記載なし
22	大上忠八	2 3 分の 1	住所の記載なし
23	山崎源馬	2 3 分の 1	住所の記載なし

土地②

NO	氏名	持分	住所
1	大沢忠兵エ	2 7 分の 1	住所の記載なし
2	染谷治平	2 7 分の 1	住所の記載なし
3	大沢専之進	2 7 分の 1	住所の記載なし
4	染谷賢次郎	2 7 分の 1	住所の記載なし
5	江村源左エ門	2 7 分の 1	住所の記載なし
6	小島源内	2 7 分の 1	住所の記載なし
7	山崎源馬	2 7 分の 1	住所の記載なし
8	大沢半左エ門	2 7 分の 1	住所の記載なし
9	大沢庄次	2 7 分の 1	住所の記載なし
10	小島重兵エ	2 7 分の 1	住所の記載なし
11	関根トミ	2 7 分の 1	住所の記載なし
12	石川セン	2 7 分の 1	住所の記載なし
13	石川半五郎	2 7 分の 1	住所の記載なし
14	内海仙藏	2 7 分の 1	住所の記載なし
15	飯塚重藏	2 7 分の 1	住所の記載なし

16	榊新五兵ヱ	27分の1	住所の記載なし
17	榊昇	27分の1	住所の記載なし
18	大上平六	27分の1	住所の記載なし
19	大上米蔵	27分の1	住所の記載なし
20	大上忠八	27分の1	住所の記載なし
21	小川民蔵	27分の1	住所の記載なし
22	山崎甚吉	27分の1	住所の記載なし
23	渡辺甚左ヱ門	27分の1	住所の記載なし
24	山崎善太郎	27分の1	住所の記載なし
25	永妻定次	27分の1	住所の記載なし
26	小島熊次郎	27分の1	住所の記載なし
27	大沢慶治	27分の1	住所の記載なし

土地③

NO	氏名	持分	住所
1	大沢忠兵ヱ	27分の1	住所の記載なし
2	染谷治平	27分の1	住所の記載なし
3	大沢専之進	27分の1	住所の記載なし
4	染谷賢次郎	27分の1	住所の記載なし
5	江村源左ヱ門	27分の1	住所の記載なし
6	小島源内	27分の1	住所の記載なし
7	大沢半左ヱ門	27分の1	住所の記載なし
8	大沢庄次	27分の1	住所の記載なし
9	小島重兵ヱ	27分の1	住所の記載なし
10	関根トミ	27分の1	住所の記載なし
11	石川セン	27分の1	住所の記載なし
12	石川半五郎	27分の1	住所の記載なし
13	内海仙蔵	27分の1	住所の記載なし
14	飯塚重蔵	27分の1	住所の記載なし
15	榊新五兵ヱ	27分の1	住所の記載なし
16	榊昇	27分の1	住所の記載なし
17	大上平六	27分の1	住所の記載なし
18	小川民蔵	27分の1	住所の記載なし
19	山崎善太郎	27分の1	住所の記載なし
20	大上米蔵	27分の1	住所の記載なし
21	山村甚吉	27分の1	住所の記載なし
22	渡辺甚左ヱ門	27分の1	住所の記載なし

23	大上忠八	2 7 分の 1	住所の記載なし
24	永妻定次	2 7 分の 1	住所の記載なし
25	山崎源馬	2 7 分の 1	住所の記載なし
26	小島熊次郎	2 7 分の 1	住所の記載なし
27	大沢慶治	2 7 分の 1	住所の記載なし

土地④

N0	氏名	持分	住所
1	染谷治平	2 4 分の 1	住所の記載なし
2	大沢専之進	2 4 分の 1	住所の記載なし
3	大沢忠兵エ	2 4 分の 1	住所の記載なし
4	江村源左エ門	2 4 分の 1	住所の記載なし
5	石川牛五郎	2 4 分の 1	住所の記載なし
6	石川セン	2 4 分の 1	住所の記載なし
7	大上米藏	2 4 分の 1	住所の記載なし
8	小川民藏	2 4 分の 1	住所の記載なし
9	染谷賢次郎	2 4 分の 1	住所の記載なし
10	榊新五兵エ	2 4 分の 1	住所の記載なし
11	永妻定次	2 4 分の 1	住所の記載なし
12	大沢半左エ門	2 4 分の 1	住所の記載なし
13	小島源内	2 4 分の 1	住所の記載なし
14	飯塚重藏	2 4 分の 1	住所の記載なし
15	榊昇	2 4 分の 1	住所の記載なし
16	渡辺甚左エ門	2 4 分の 1	住所の記載なし
17	山村甚吉	2 4 分の 1	住所の記載なし
18	山崎善太郎	2 4 分の 1	住所の記載なし
19	小島重兵エ	2 4 分の 1	住所の記載なし
20	大上平六	2 4 分の 1	住所の記載なし
21	内海仙藏	2 4 分の 1	住所の記載なし
22	大上忠八	2 4 分の 1	住所の記載なし
23	山崎源馬	2 4 分の 1	住所の記載なし
24	大沢慶治	2 4 分の 1	住所の記載なし

3 異議を述べることができる登記関係者等の範囲

- (1) 申請不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人
- (2) 申請不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人の相続人
- (3) 申請不動産の所有権を有することを疎明する者

4 異議を述べることができる期間及び方法に関する事項

(1) 期間

令和7年3月11日（火曜日）から同年6月11日（水曜日）まで

(2) 方法

野田市長に対し、地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）第22条の3第3項に規定する申請不動産の登記移転等に係る異議申出書に必要事項を記載し、登記関係者等であること並びに異議申出書に記載された氏名及び住所を確認できる書類を添えて提出すること。

郵送での提出も可とする。

(3) 提出先

〒278-8550

千葉県野田市鶴奉7番地の1

野田市市民生活部市民生活課

